

委提第1号

北本市議会委員会条例の一部改正について

会議規則第14条第2項の規定により、北本市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

令和5年3月17日 提出

提出者 議会運営委員長 加藤 勝 明

北本市議会議長 工藤 日出夫 様

北本市議会委員会条例の一部を改正する条例

北本市議会委員会条例（昭和48年条例第36号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「市長公室の所管に関する事項」を削り、「行政経営部」を「政策推進部」に改める。

第12条の次に次の1条を加える。

（会議の特例）

第12条の2 委員長は、次に掲げる場合には、映像と音声の送受信により出席者の状態を相互に認識しながら通話することができる方法（以下「オンライン会議システム」という。）を活用した会議を開くことができる。

- (1) 災害の発生、感染症のまん延等、やむを得ない理由により委員会を開会する場所へ委員を招集することが困難であると認める場合
- (2) 公務、疾病、看護、介護、出産、配偶者の出産補助、育児、忌引、災害その他やむを得ない理由により委員会を開会する場所への参集が困難な委員からオンライン会議システムを活用した委員会の開会の求めがある場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、委員長が特に必要と認める場合

2 前項の場合において、委員は、オンライン会議システムにより会議への出席を希望するときは、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。

第13条に次の1項を加える。

2 前条第2項の規定により委員長の許可を得て会議に出席した委員は、前項、次条第1項及び第22条第1項の出席委員とする。

第17条第1項に次のただし書を加える。

ただし、オンライン会議システムを活用した会議は、秘密会とすることができない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第2項第1号の規定は、令和5年4月1日から施行する。

(北本市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

- 2 北本市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和44年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「出席」の次に「(北本市議会委員会条例（昭和48年条例第36号）第12条の2第2項の規定による出席を除く。)」を加える。